

よくあるご質問

空き家バンク（購入・賃貸希望者向け）

R4.9.12

No	分類	質問	回答
1	定義	空き家バンクに登録されている空き家はどのような住宅ですか？	以下の全てに該当する住宅です。 ①県内の住宅 ②1戸建ての住宅 ③以下のいずれかの住宅 (1)延べ床面積 $\geq 120\text{m}^2$ (2)(庭等面積+テラス面積) $\geq 2 \times$ 延べ面積 ④新築住宅*ではない住宅 *新たに建設された住宅でまだ人が住んだことがない (建設工事の完了の日から1年経過したものを除く) ⑤空き家または空き家の見込みとなる住宅
2	定義	「コモンスペース」とは何ですか？	特定の住民が共同で管理・利用している公園、農地、菜園、コミュニティ道路等で、空き家を譲り受けた方や借り受けした方が管理・利用できるものをいいます。 例えば、一体で開発された団地で共同で管理・利用している共同菜園などが考えられます。
3	定義	「コミュニティ道路」とは何ですか？	歩行者・自転車の通行用の通路（限定的に自動車の通行を認めているものも可）で、以下の全てに該当するものをいいます。 ①通勤、買物、登下校等の通路 ②子供の遊び場、散策、立ち話等ができる通路 ③自動車が容易に進入できない、低速度でしか走行できない構造の通路
4	連絡先	空き家バンクに掲載されている物件で、聞きたいことがあった場合、どちらに連絡すればよろしいでしょうか？	物件情報に記載されている不動産業者に連絡してください。 複数の不動産業者が記載されている場合は、どちらの不動産業者に連絡いただいても構いません。
5	内覧	内覧したい場合は、どうしたらよいですか？	物件情報に記載されている不動産業者に連絡してください。 複数の不動産業者が記載されている場合は、どちらの不動産業者に連絡いただいても構いません。
6	農地	農地の売買・賃貸に当たり、要件等がありますが、どうしたら売買・賃貸できるでしょうか？	不動産業者や記載されている農業委員会にご相談ください。
7	賃貸・売買の意向及び条件	「賃貸・売買の意向及び条件」に必ず合致していないと、売買・賃貸できないのでしょうか？	不動産業者にご相談ください。
8	添付書類	「海が近い」とありますが、指標（海から●km以内など）はありますか？	指標はありません。詳しくは不動産業者にご相談ください。
9	その他	バンクに登録されている住宅を店舗に改修することを目的として購入したいのですが可能でしょうか？	バンクに登録されている住宅が、購入目的や使用目的を制限することはありませんので、各種法令に従ってください。なお、居住することを目的としない場合は、移転費補助の対象住宅であっても、移転費の補助ができませんのでご了承ください。
10	その他	バンクに登録されている住宅を店舗併用住宅に改修することを目的として購入したいのですが可能でしょうか？	バンクに登録されている住宅が、購入目的や使用目的を制限することはありませんので、各種法令に従ってください。なお、居住することを目的とする場合は、移転費補助の対象住宅であれば、移転費の補助対象となります。